

質問 1：水道事業に対する過去の巨額な設備投資の妥当性

問①に対する市長回答では、この間の経過について淡々と述べており、その趣旨は投資決定の経過と手続きについて違法性はないから妥当であるというものです。当会が問いかけた「水道事業の妥当性」とは、これらの設備投資が経済的合理性（費用対効果）、及び、市民負担の軽減という観点から見て妥当か否かという点です。市長の回答には、これらの観点に沿った説明が一切含まれていません。

政策決定過程に法的な問題はないとしても、同規模の米子市の水道事業に比べて三倍近い設備投資を実施し、その結果として、水道事業財政が持続困難な現状を招いたことは明らかです。過去の政策に対する明確な反省を示さないままに、市民に大幅な水道料金値上げを押し付けようとしている市長の姿勢は到底納得できるものではありません。

問②に対する回答で、市長は「予算上・財政上の問題はない」と答えていますが、過去の過大な投資が既に市財政の重荷となっており、その負担を今回の値上げで市民に転嫁しようとしていることは明らか。市民生活にとっては大問題であり、「問題はない」と言うレベルの話ではないと考えます。

「補足説明」

・クリプトスポリジウム対策として、本市は当初は急速ろ過を、最終的には膜ろ過方式を選択したが、鳥取県内の他自治体において、巨額投資を要するこれらの方式を採用した例はない。また、隣の島根県の松江市や大田市では、鳥取市の水源である伏流水よりもクリプトスポリジウムによる汚染の危険性が高いとされている地表水を水源として現在も大量に使用中であるが、浄水方法は比較的低コストの緩速ろ過方式を採用している。

近隣自治体の対応を十分に調べることも無く、十分な検討を重ねることも無しに高価な浄水方式に飛びついた当時の西尾迢富元市長、膜ろ過方式への変更によってさらに投資額を増大させた竹内前市長、彼ら二人の政策判断と見識が問われているものとする。

質問 2：水道事業会計に対する一般会計からの補助金の増額について

市長回答によれば、国の法律の制約によって増額は困難。過去から続けてきた簡易水道事業に対する補助金は「例外的」とのことです。しかし、地方公営企業法第 17 条の 2 には、「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なっても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計からの繰出しが認められる」と明記されています。現在実施されている簡易水道事業に対する一般会計からの補助金の根拠が、この条文にあることは明らかでしょう。

従来の上水道についても、「その経営に伴う収入のみ」で維持することが困難となっている現在、簡

易水道と同様に上水道についても上記の条文を適用することは可能であると考えます。上水道会計についても一般会計からの補助金を適用して市民の負担を極力おさえることができるかどうか、それは深澤市長の決断にかかっています。

「補足説明」

先例としては、西尾遼富元市長が、当時の新浄水場建設計画に際して、「特別の理由がある場合には一般会計からの繰出しは可能」として、一般会計から水道事業への補助金繰出しを認めていることがあげられる。この判断によって、当時、約31%の値上げ予定を24%まで圧縮している。この時は、地方公営企業法第17条の3、「地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる」をその根拠としている。

質問3：料金値上げに関する市民への情報提供が圧倒的に不足

市長回答は、水道局のホームページや「水道局だより」で既に情報提供しているというものです。

わざわざ水道局の公式ホームページを見る市民が、いったい市民全体の何%いるのでしょうか？まず水道局ホームページへの閲覧数を公開したうえで、この回答をするべきであると思います。

また、「水道局だより」の内容を確認したところ、料金改定を検討中との記事が出たのは、昨年五月と十一月の二回のみでした。昨年五月では、市の水道審議会に料金改定と簡易水道との料金統一時期について諮問したというもの。昨年十一月には、簡易水道との料金統一に関する審議会の答申内容を掲載していますが、この中では今回の水道料金値上げに関しては全く触れられていません。

今回の値上げ案が市議会本会議で明らかにされたのは今年二月の市議会ですが、当時は読売新聞が鳥取版でその内容を小さく報じただけでした。その報道以降、今年の「水道局だより」が三月と五月に発行されていますが、その中ではこの値上げ案については一言も触れられていません。これでは、「水道局だより」を隅々まで読んでいる人でも、今回の値上げ案については、市からは何ひとつ知らされていないこととなります。これで、どうして、「水道局だより」によって値上げ案を既に市民に知らせたと主張できるのでしょうか？

また、水道局が1000人を対象に実施した市民アンケートの結果によれば、現在の水道料金が「高い」又は「やや高い」と感じている市民は52%と過半数を超えています。このことを当事者として把握していながら、値上げ案を市民に周知させる努力を全く怠ったままに市議会採決に持ち込もうとする市長の姿勢は、主権者としての市民を完全に無視する行為にほかなりません。いったん九月市議会での採決を延期し、記者会見や市民説明会等を開いて市民に値上げ案を周知させた上で、改めて賛否を問うべきであると考えます。

／以上